

室内空気環境汚染化学物質調査の概要

我が国における室内空気の汚染状況を正確に把握するためには、全国規模の広範なモニタリング調査が必要である。国立医薬品食品衛生研究所では、全国の地方衛生研究所の協力を受け、平成 23 年から室内空気環境汚染化学物質調査を継続的に実施している。

令和 6 年度及び 7 年度に実施した調査の概要を示す。

1. 調査方法

- 調査対象物質は、室内濃度指針値が設定されている 6 種の揮発性有機化合物、第 26 回 シックハウス検討会（令和 6 年 2 月 21 日開催）において初期リスク評価が実施された 3 物質及び諸外国等の規制当局において室内濃度指針値が設定されている 47 物質とした。
- 調査場所は、令和 6 年度においては一般居住住宅（居間）105 地点、令和 7 年度においては一般居住住宅以外として事業所を選択し、事業所内の事務室、会議室等の 100 地点とした。
- 測定方法は室内空气中化学物質の測定マニュアル（統合版）の揮発性有機化合物の平常実態把握法に準拠し、Tenax TA 捕集管及びサンプリングポンプを用いて行い 24 時間室内空気を採取し、加熱脱離-ガスクロマトグラフ-質量分析計により分析した。

2. 結果の概要

- 室内濃度指針値設定物質では、概ね全ての調査地点において指針値を下回る結果が得られた。なお、一般居住住宅のうちパラジクロロベンゼンの指針値を超過する地点が 1 地点あった。
- 初期リスク評価が実施された 3 物質では、過去に実施した実態調査と概ね同じ結果が得られた。なお、事業所での測定において 2-エチル-1-ヘキサノールの 95%tile 値が海外指針値（ドイツ）を超過した。
- 上記以外の物質について、検出濃度の 95%tile 値と海外の指針値を比較したところ、概ね海外指針値を下回る結果が得られた。なお、3 物質において海外指針値の超過がみられた。
- 令和 6 年度に実施した一般居住住宅での調査結果と令和 7 年度に実施した事業所での調査結果を比較すると、全体的に一般居住住宅における室内濃度が高い傾向が見られた。

3. 今後の予定

○引き続き、以下のような観点から国内外の情報収集を行い、本検討会等を通じて継続的に議論を行っていく。

- ・国内居住環境の実態調査
- ・学術論文等の科学的知見
- ・諸外国や国際機関の動向